

# 令和7年度盛岡・紫波地区環境施設組合一般廃棄物処理実施計画

## 1 趣旨

盛岡・紫波地区環境施設組合（盛岡市、紫波町、矢巾町の1市2町で構成）では、管内における生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な単年度ごとの事業計画を定めるものである。

## 2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 一般廃棄物処理計画

指 標	令和13年度目標	令和元年度実績	令和7年度目標	令和13年度目標年度
1人1日当たりの家庭ごみ	10%削減	643 g	614 g	580 g
事業系ごみ排出量	10%削減	15,914 t	14,855 t	14,300 t

注 令和7年度目標は、令和13年度目標を達成するための一般廃棄物処理計画上の将来予測である。

## 5 ごみの減量化、資源化、中間処理施設計画、最終処分計画のために実施する施策及び事業

### (1) ごみの減量化、資源化のための令和7年度重点施策

#### ア 家庭系ごみ

- ・燃やせるごみの中のリサイクル可能な資源物を調査し、ごみの減量化の取組を推進する。
- ・燃やせるごみの中に混入が多い古紙類のリサイクルについてスーパーなどの店頭回収や資源回収を推進する。
- ・ペットボトルのラベル、キャップなど分別違反が多いことから、周知を行う。
- ・プラスチックの分別を推進し、周知を行う。

#### イ 事業系ごみ

- ・事業者への搬入時へ指導、分別の徹底の指導を行う。
- ・清掃センターでの古紙類等資源の搬入規制について周知及び指導を行う。

### (2) 収集運搬計画

#### ア プラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチック製品の収集について検討を行う。

### (3) 中間処理施設計画

#### ア ごみ焼却施設

施設を適正に維持管理していくとともに、盛岡広域環境組合による新ごみ焼却施設が令和14年度から供用開始予定となっていることから、計画に基づき維持管理を行う。

#### イ 不燃物処理資源化設備

施設を適正に維持管理していくとともに、適正処理困難物であるスプリング入りマットレスやソファーについて外部処理とする。

#### ウ リサイクルコンポストセンター

施設を適正に維持管理していく。

#### エ 容器包装リサイクル推進施設

施設を適正に維持管理していくとともに、プラスチック資源循環促進法に基づきプラスチック製品の受け入れについて検討を行う。

### (4) 最終処分計画

最終処分場の浸出水処理施設を適正に維持管理していくとともに、放流水の水質管理及び周辺環境への影響を監視して適正な維持管理に務める。

焼却灰の埋め立てについては、周辺環境への影響を監視して適正な埋立管理を行う。

残余容量が逼迫しているため、平成29年度から一部の焼却灰について民間処分場への搬出を行っており、搬出計画に基づき継続して行う。

#### 4 計画処理量

##### (1) 計画処理区域人口・世帯

区分	盛岡市(都南地域)	紫波町	矢巾町	組合合計
面積 (km <sup>2</sup> )	90.46	238.98	67.32	396.76
人口 (人)	50,255	33,157	26,554	109,966
世帯数 (世帯)	22,927	13,083	11,279	47,289

注 人口及び世帯数は令和6年度末の予測推計である。

##### (2) 収集・運搬する廃棄物の量(清掃事業所に搬入する廃棄物に限る)

###### ①-1 廃棄物の種類別収集・運搬量

(単位: t／年度)

区分	家庭系ごみ				事業系ごみ			合計
	委託	持込	許可	計	許可	持込	計	
燃やせるごみ	14,652	263	235	15,150	10,293	903	11,196	26,346
生ごみ	2,015	0	0	2,015	151	67	218	2,233
資源ごみ	空カン・空ビン	879	0	0	879	64	0	943
	古紙類・P E Tボトル	730	1	0	731	0	0	731
	紙製容器包装	158	0	0	158	0	0	158
	プラスチック製容器包装	2,283	0	0	2,283	0	0	2,283
	段ボール・古着	325	0	0	325	0	0	325
	小計	4,375	1	0	4,376	64	0	4,440
	大形ごみ・不燃ごみ	1,169	207	217	1,593	0	0	1,593
もえがら等	0	0	0	0	0	0	0	0
助燃剤	0	0	0	0	0	356	356	356
小型家電	4	0	0	4	0	0	0	4
引取ごみ	17	0	0	17	0	0	0	17
スプリング入りマットレス	0	15	6	21	0	0	0	21
合計	22,232	486	458	23,176	10,508	1,326	11,834	35,010

###### ①-2 廃棄物の種類別収集・運搬量

(一般廃棄物処理業(処分業)の許可を得た事業者が自社の施設に搬入する廃棄物に限る)

(単位: t／年度)

区分	家庭系ごみ				事業系ごみ			合計
	委託	持込	許可	計	許可	持込	計	
る燃ごやみせ	木くず、繊維くず、紙くず	—	—	—	54	—	54	54
資源ごみ	生ごみ	—	—	—	578	—	578	578
	空カン類(アルミニウム・スチール缶)	—	—	—	0	—	0	0
	金属類	—	—	—	—	—	—	—
	廃プラスチック類(ペットボトル)	—	—	—	1	—	1	1
	廃プラスチック類(発砲スチロール)	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	633	—	633	633

② - 1 収集形態別内訳(清掃事業所に搬入する廃棄物に限る) (単位: t／年度)

	家庭系	事業系	小計
委託業者によるもの	22,232	—	22,232
一般廃棄物処理業者によるもの	458	10,508	10,966
直接搬入によるもの	486	1,326	1,812
合計	23,176	11,834	35,010

② - 2 収集形態別内訳

(単位: t／年度)

	家庭系	事業系	小計
一般廃棄物処理業者によるもの	—	633	633

③ - 1 収集・運搬業者数及び収集・運搬機材(清掃事業所に搬入する廃棄物に限る)

	業者数	延べ積載量(kg)	延べ台数
委託業者	4	54,200	17
許可業者	54	1,000,560	368
合計	58	1,054,760	385

③ - 2 収集・運搬業者数及び収集・運搬機材

	業者数	延べ積載量(kg)	延べ台数
一般廃棄物処理業者によるもの	3	186,250	65

(3) 中間処理

①-1 処理形態別内訳(清掃事業所に搬入する廃棄物に限る)

(単位: t／年度)

区分	中間処理施設				小計
	焼却処理施設	不燃物処理資源化設備	高速堆肥化理施設	その他	
直営	—	—	—	—	—
委託	26,702	4,440	2,233	1,635	35,010
合計	26,702	4,440	2,233	1,635	35,010

①-2 処理形態別内訳

(一般廃棄物処理業(処分業)の許可を得た事業者が自社の施設に搬入する廃棄物に限る) (単位: t／年度)

区分	中間処理施設				小計
	焼却処理施設	破碎・圧縮施設	溶融・減容施設	その他	
直営	54	1	1	578	634

②-1 残渣及び処理方法(清掃事業所に搬入する廃棄物に限る)

(単位: t／年度)

区分	焼却処理	埋立処理	小計
焼却処理残渣	—	2,088	2,088
不燃物処理残渣	343	—	343
大形・不燃ごみ残渣	999	12	1,011
容器包装リサイクル残渣	132	—	132
高速堆肥化処理残渣	150	—	150
その他	—	—	—
合計	1,624	2,100	3,724

## ②-2 残渣及び処理方法

(一般廃棄物処理業(処分業)の許可を得た事業者が自社の施設に搬入する廃棄物に限る) (単位: t/年度)

区分	焼却処理	埋立処理	小計
焼却処理残渣	—	—	—
破碎・圧縮処理残渣	5.5	—	5.5
溶融・減容処理残渣	0	—	0
その他の	57.8	—	57.8
合計	63.3	—	63.3

## ③ 犬・猫等の死体処理の内訳

(単位: 体/年度)

区分	犬	猫	その他	小計
道路等での死亡による飼い主不明の市町処理依頼分	3	227	625	855
飼い主からの処理依頼分	37	39	3	79
合計	40	266	628	934

## (4) 最終処分計画

### ① 最終処分量の内訳(清掃事業所に搬入する廃棄物に限る)

(単位: t/年度)

区分	焼却処理残渣等	不燃物処理資源化残渣等	大形ごみ処理残渣等	その他	小計
最終処分場	直接埋立	—	—	—	—
	間接埋立 中間処理残渣	2,088	—	12	—
	計	2,088	—	12	—

## ② 最終処分場の埋立容量

(単位 : m<sup>3</sup>／年度)

区分	埋立面積(m <sup>2</sup> )	全体容量(m <sup>3</sup> )	埋立容量(m <sup>3</sup> )	残存容量(m <sup>3</sup> )
一般廃棄物最終処分場	11,200	69,190	3	9,221

## (5) 組合が外部処理委託する対象物の内訳

(単位 : t／年度)

区分	焼却処理残渣等	資源化処理残渣等	大形ごみ処理残渣等	その他	小計
組合外部委託業者の設備等による処理処分	溶融飛灰	2,100	—	—	2,100
	使用済乾電池 使用済蛍光灯	—	—	26	26
	ガラスくず	—	511	—	511
	紙製容器包装	—	162	—	162
	プラスチック製容器包装	—	2,189	—	2,189
	ペットボトル	—	191	—	191
	スプリング入りマットレス等	—	—	9	9
	コンクリートブロック	—	—	8	8
	使用済小型家電(A)	—	—	20	20
	使用済小型家電(BC)	—	—	19	19
	せともの	—	—	144	144
	計	2,100	3,053	—	5,379

# 一般廃棄物実施計画概要書

## 1. 处理計画区域

区分	内容
計画処理区域	盛岡・紫波地区環境施設組合（以下「組合」という。） 規約第3条第2項に定める区域
計画処理区域面積	396.76 (㎢)

## 2. 处理計画

### ①収集・運搬計画

盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターへの搬入ごみ

廃棄物の種類及び区分	収集・運搬の主体	収集・運搬区域	収集・運搬の方法等		備考
住民の日常生活に伴つて排出されるごみ等（以下「家庭系ごみ」という。）  家庭系ごみの種類区分は、毎年各戸に配布する「ごみ収集カレンダー」に掲げるごみの種類区分による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃やせるごみ</li> <li>・資源ごみ（新聞、雑誌、紙パック、ペットボトル、空カン・空ビン、段ボール・古着、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装）</li> <li>・大形・不燃ごみ（一定の大きさのものを除く）（多量ごみ、犬猫等の死体を除く。）</li> <li>・生ごみ</li> </ul>	組合計画処理区域内  組合委託業者	①収集回数	「収集運搬体制表(市町別)」による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ集積所へのごみ等の出し方は、毎年度各戸に配布するごみ収集カレンダーによる。</li> <li>・ごみ集積所にごみ等を出す時間は、当該日に午前8時までの間とする。</li> </ul>
			②収集方法	地域で指定するごみ集積所（以下「ごみ集積所」という。）からの収集方法（ステーション方式）とする。収集開始時間は午前8時からとする。	
			③収集日程	「収集運搬体制表」及び「収集運搬区域一覧表」による。	
			④地域ごとの収集日	毎年度各戸に配布する「ごみ収集カレンダー」による。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害危険ごみ</li> <li>・使用済み乾電池</li> <li>・カミソリ</li> <li>・使い捨てライター</li> <li>・体温計</li> </ul>	組合計画処理区域内  組合計画処理区域内	①収集回数	「収集運搬体制表(市町別)」による。	組合が実施する直接搬入ごみの処分費用は「盛岡・紫波地区環境施設組合手数料条例」に定めるところにより有料とする。
			②収集方法	地域で指定するごみ集積所からの収集方式（ステーション方式）とし、収集日の前日（収集日が月曜日の区域については土曜日。収集日の前日が祝日の場合はその前日。）に組合がごみ集積所に配置した容器による収集とする。  収集開始時間は午前8時からとする。	
			③収集日程	「収集運搬体制表」及び「収集運搬区域一覧表」による。	
			④地域ごとの収集日	毎年度各戸に配布する「ごみ収集カレンダー」による。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的な多量ごみ</li> <li>・最長辺が2m以上または3辺の計のが3m以上の大形ごみ</li> <li>・スプリング入りマットレス及びソファー</li> </ul>	排出者本人又は一般廃棄物処分業許可業者	①収集及び運搬方法	排出者本人による清掃センターへ直接搬入又は一般廃棄物処分業許可業者に依頼する。	組合が実施する直接搬入ごみの処分費用は「盛岡・紫波地区環境施設組合手数料条例」に定めるところにより有料とする。
			②収集日	清掃センターへ予約し直接搬入する又は一般廃棄物処分業許可業者に依頼して収集日を決定する。	
	・飼い犬・飼い猫等の死体	排出者本人	①収集及び運搬方法	清掃センターへ予約し直接搬入する。	組合が実施する直接搬入ごみの処分費用は「盛岡・紫波地区環境施設組合手数料条例」に定めるところにより有料とする。
	②収集日	清掃センターへ予約し収集日を決定する。			

廃棄物の種類及び区分	収集・運搬の主体	収集・運搬区域	収集・運搬の方法等	備考
事業活動に伴って生じたごみ等 (以下「事業ごみ」という)  〔事業系ごみの種類区分は、盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例に掲げる種類区分による。〕	一般廃棄物 燃やせるごみ 生ごみ 資源ごみ 大形・不燃ごみ	排出者本人又は一般廃棄物処分業許可業者	組合計画処理区域内  排出者等又はその依頼を受けて実施する組合許可業者が燃やせるごみ、生ごみ、資源ごみ、大形・不燃ごみの種類に応じて、清掃センターへ直接搬入する。但し、大形・不燃ごみの受け入れについては、破碎施設等を有しないため手作業による解体処理を行っており、事業系大形ごみの処理は量的に困難であることから、排出事業者等及び組合許可業者が自らにおいて処理するよう協力依頼している。 また、事業系古紙の搬入を資源化目的のため規制しており、排出事業者等及び組合許可業者が資源業者に搬入するよう依頼している。	排出者等又はその依頼を受けて実施する一般廃棄物処分業許可業者が清掃センターに搬入した場合の処分に係る費用は、「盛岡・紫波地区環境施設組合手数料条例」に定めるところにより有料とする。
	産業廃棄物 一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物	排出事業者等又はその依頼を受けて実施する組合許可業者のうち岩手県産業廃棄物処理業の許可を有する業者	組合計画処理区域内  産業廃棄物は受け入れしない。	
道路等で死亡した飼い主不明の犬、猫等の動物の死体	道路・土地管理者等、組合委託業者	組合計画処理区域内	地域住民等からの連絡により、道路・土地管理者等が回収する。なお、集積所に出された場合のみ組合委託業者が他のごみ収集の際に合わせて回収を行う。	

## 盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターが受入しないごみ

				収集・運搬の主体	収集・運搬区域	収集・運搬の方法等	備考		
受け入れしないもの	有毒危険ごみ ・火気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬品、劇薬、農薬</li> <li>・シンナー及び塗料等</li> <li>・ガスボンベ、プロパンガスボンベ</li> <li>・バッテリー</li> <li>・灯油、油、廃油</li> <li>・花火、火薬類</li> </ul>		排出者本人		排出者本人により購入した販売店へ返却する。			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ビニール、農業用機械器具、資材</li> <li>・業務用ストッカー、石膏ボード、断熱材</li> <li>・エレクトーン、ピアノ</li> <li>・大型金庫、耐火性金庫</li> <li>・車の部品（バンパー等）</li> <li>・コンクリートブロック、レンガ</li> <li>・シニアカー</li> </ul>				処理費用は、自己負担となる。			
	法資対象有効利用促進	<p>パソコン（デスクトップパソコン、パソコン用ディスプレイ（液晶、ブラウン管式）、ノートパソコン、付属品（キーボード、マウス、ケーブル等の購入時に一体のもの））</p>				排出者本人により自己処理又は購入した販売店への返却又は民間処理ルートによる処理とする。			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃二輪車（オートバイ、スクーター等）</li> <li>・消火器</li> <li>・インクカートリッジ、トナー</li> </ul>				処理費用は、自己負担となる。			
	法自対自動車登録登録	自動車及びその部品				処理費用は、自己負担となる。			
法律等に基づき製造メーカーにより処理されているもの	家電リサイクル法対象ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ（ブラウン管式テレビ、ブラウン管VTR内蔵テレビ、ブラウン管式AVモニター（チューナー付き）、液晶式及びプラズマ式テレビ）</li> <li>・有機ELテレビ</li> <li>・冷蔵庫・冷凍庫（冷蔵庫、冷凍冷蔵庫、冷凍庫、ワインセラー）</li> <li>・洗濯機（洗濯乾燥機、全自動洗濯機、2槽式洗濯機、衣類乾燥機）</li> <li>・エアコン（壁掛け形のセパレートタイプ、ガスヒーターエアコン、ハイブリッドエアコン+室外機。床置形のセパレートタイプ、ハイブリッドエアコン+室外機、ウインドタイプ）</li> </ul>				排出者本人により購入した販売店への引取依頼処理又は指定引取場所への直接持込又は家電リサイクル法の収集・運搬処理業許可を有する一般廃棄物処理許可業者へ収集依頼する。			

## 小型家電リサイクル法に係る認定事業者（収集及び運搬）による管外の市町村への搬入ごみ

		収集・運搬の主体	収集・運搬区域	収集・運搬の方法・運搬先等		備考			
住民の日常生活に伴つて排出されるごみ等 (以下「家庭系ごみ」という。)	使用済小型廃家電 ・携帯電話・P.H.S・スマートフォン・電話機（ダイヤル式を除く） ファックス ・ポータブルラジオ ・ビデオカメラ ・デジタルカメラ ・携帯型DVD・BDプレーヤー ・フォトプリンター ・リモコン ・ゲーム用コントローラ ・据置型・携帯型家庭用ゲーム機 本体・電気コード類（ケーブル・ACアダプタ・延長コード等） ポータブル音楽プレイヤー（CDプレーヤー・MDプレーヤー・フラッシュメモリ） ・I.Cレコーダー ・電子辞書 ・電卓 ・電子血圧計	組合委託業者（組合管内 → 清掃センター） 認定事業者（清掃センター → 中間処理業者）	組合計画処理区域内	①収集回数 組合管内から清掃センターへは月1回、清掃センターから中間処理業者へは収集量がある程度集まつた都度とする。 盛岡市（都南地域）・紫波町・矢巾町で任意の場所に設置したボックスへ管内住民が隨時持ち込み、又は組合で開催するイベントへの管内住民が持ち込むこととする。（ボックス回収）また、当組合の収集区分である大形・不燃ごみから当該品目を清掃センター内でピックアップすることとする。 清掃センター内コントローラーを一時保管集積場所としてボックス及び大形・不燃ごみから一時保管集積場所へは組合委託業者が、回収した使用済み小型廃家電を一時保管集積場所から中間処理業者へは認定事業者であるニッコー・ファインメック株式会社が運搬することとする。	②収集方法 盛岡市（都南地域）・紫波町・矢巾町で任意の場所に設置したボックスへ管内住民が隨時持ち込み、又は組合で開催するイベントへの管内住民が持ち込むこととする。（ボックス回収）また、当組合の収集区分である大形・不燃ごみから当該品目を清掃センター内でピックアップすることとする。 清掃センター内コントローラーを一時保管集積場所としてボックス及び大形・不燃ごみから一時保管集積場所へは組合委託業者が、回収した使用済み小型廃家電を一時保管集積場所から中間処理業者へは認定事業者であるニッコー・ファインメック株式会社が運搬することとする。	③運搬方法 清掃センター内コントローラーを一時保管集積場所としてボックス及び大形・不燃ごみから一時保管集積場所へは組合委託業者が、回収した使用済み小型廃家電を一時保管集積場所から中間処理業者へは認定事業者であるニッコー・ファインメック株式会社が運搬することとする。	④運搬先 ニッコー・ファインメック株式会社 一関市千厩町奥玉字天ヶ森75-6	⑤処分方法 中間処理業者であるニッコー・ファインメック株式会社でボックス回収、ピックアップ回収とともに手選別解体、破碎処理を行った後、有用資源ごとに分別し再資源化業者へ引き渡す。	運搬業者：ニッコー・ファインメック株式会社

## 一般廃棄物処理業者（収集及び運搬業）による管外の市町村への搬入ごみ

		収集・運搬の主体	収集・運搬区域	収集・運搬の方法等	運搬先	備考
事業活動に伴つて生じたごみ等 (以下「事業系ごみ」という。)	事業系一般廃棄物 (木くず及び紙くず)	一般廃棄物処理業者 (収集及び運搬業)	組合計画処理区域内	事業系から収集された木くず及び紙くずを収集運搬車（キャブオーバー）により自社の中間処理施設へ運搬する。	木くず破碎施設（木くず） 北上市流通センター1-43 熱圧縮施設（紙くず） 北上市相去町大松沢1-43 北上市相去町山根梨の木43-127 株式会社北日本環境保全	運搬業者：株式会社北日本環境保全
	事業系一般廃棄物 (木くず)			事業系から収集された木くず（配電線支障木の伐採されたもの）を収集運搬車（キャブオーバー）により自社の中間処理施設へ運搬する。	北上市相町大松沢1番地の81 グリーンリサイクル株式会社	運搬業者：グリーンリサイクル株式会社
	事業系一般廃棄物 (盛岡市中央卸売市場から排出される野菜くず)			事業系から収集された野菜くずを収集運搬車（脱着装置付コンテナ専用車）により処理業者の中間処理施設へ運搬する。	岩手県岩手郡雫石町中黒沢川17番地7 株式会社バイオマスマスターしづくいし	運搬業者：有限会社 藤忠商事

## 一般廃棄物処理業者（運搬業）による管外の市町村から盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター以外の指定引き取り場所へ運搬されるごみ（家電4品目）

		収集・運搬の主体	収集・運搬区域	収集・運搬の方法等	運搬先	備考
	家庭系ごみ (特定家庭用機器廃棄物) ・テレビ ・冷蔵庫及び冷凍庫 ・エアコン ・洗濯機、衣類乾燥機				矢巾町流通センター南二丁目4-35 日本通運株式会社 盛岡支店	

## ②中間処理計画

盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターによる処理

中間処理施設及び中間処理の主体等			廃棄物の種類	処理の方法等			残渣の種類及び処理方法		備考
清掃センター 〔紫波郡矢巾町大字西徳田第12地割168番地2〕	ごみ処理施設の中間処理施設	ごみ焼却施設	組合	・燃やせるごみ ・収集せともの等 ・中間処理残渣物 ・埋立残渣物 ・犬、猫等の死体	溶融処理	家庭系及び事業系から搬入された燃やせるごみ、家庭系からの収集不燃ごみ（せともの等）、中間処理施設からの可燃物残渣（不燃物処理資源化設備並びにリサイクルコンポストセンターからの可燃物残渣、大形ごみ選別後の可燃物残渣、可燃性大形ごみ等の粗破碎ごみ）、不燃物処理資源化設備からの不燃物残渣、埋立処分場からの焼却残渣等を溶融処理する。	スラグ メタル 溶融飛灰	資源化処理 資源化処理 埋立処理	ごみ焼却施設の概要 ・160t/日 (80t/24h × 2炉) ・全連続燃焼式焼却炉（高温ガス化直接溶融方式）
		リサイクルコンポストセンター	組合	生ごみ	高速堆肥化処理	家庭系及び事業系から搬入された生ごみを堆肥化処理する。	堆肥化残渣	溶融処理	リサイクルコンポストセンターの概要（処理能力、方式） ・20t/日 ・スクープ式（堆積発酵方式）
		不燃物処理資源化設備	組合	新聞、雑誌、紙パック、段ボール、古着空カン・空ビン	選別処理	家庭系及び事業系から搬入された資源のうちスチール缶、アルミニウム缶、リターナブル瓶、ガラスくず、古紙類（段ボール、新聞、雑誌等）、古着類、紙パック（アルミニウムを原材料にしたもの以外）等は選別処理して資源回収する。	可燃物残渣	溶融処理	不燃物処理資源化設備の概要（処理能力、方式） ・20t/5h ・磁力選別併用二段手選別方式 ・圧縮方式
				ペットボトル	選別処理	ペットボトルを別途に選別処理し、資源回収後に圧縮・梱包する。	可燃物残渣	溶融処理	PETボトル圧縮梱包機（処理能力、方式） ・600kg/h ・圧縮・梱包方式
		容器包装リサイクル推進施設	組合	紙製容器包装及びプラスチック製容器包装	選別処理	組合計画処理区域内、盛岡市盛岡地域（ただし、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別収集日に基づく収集に限る。）及び盛岡市玉山地域（ただし、プラスチック製容器包装の分別収集日に基づく収集に限る。）の家庭系の紙製容器包装及びプラスチック製容器包装を分別収集し、選別処理後に圧縮・梱包する。	可燃物残渣	溶融処理	容器包装リサイクル推進施設 ・30t/日 (5h) ・紙12t、プラ18t
		有害危険ごみ及び使用済み乾電池	組合	使用済み乾電池及び使用済み蛍光管、体温計	選別処理	組合による一時保管の後、資源化処理する。	使用済み乾電池、使用済み蛍光管、体温計	資源化処理	
				カミソリ、使い捨てライター	選別処理	組合による一時保管の後、溶融処理する。	カミソリ、使い捨てライター	溶融処理	
		大形・不燃ごみ処理	組合	大形・不燃ごみ	選別処理	搬入された大形・不燃ごみを選別処理し、鉄くず、アルミニウムくず等は資源として回収。小型家電についても資源として回収し、ニッコーファインメッキへ出荷。その他の可燃系ごみは解体後に可燃物残渣、不燃物残渣を溶融処理する。	可燃物残渣 不燃物残渣	溶融処理 溶融処理	

次に掲げる廃棄物は、搬入することができない。

- ・有毒性物質を含む廃棄物
- ・爆発等の危険性を有する廃棄物
- ・火気のある廃棄物
- ・著しい悪臭又は汚水を出す廃棄物
- ・前各号に掲げるもののほか、廃棄物の処理及び処分業務を困難にし、又は施設を損なうおそれがある廃棄物

## 一般廃棄物処理業者（処分業）による処分

中間処理施設及び中間処理の主体等			廃棄物の種類	処理の方法等		残渣の種類及び処理方法		備考
廃棄物処理施設 〔紫波郡矢巾町大字藤沢第10地割字大下田183-2〕 有限会社芦名商会	ごみ処理施設の中間処理 リサイクル施設	一般廃棄物処理業者（処分業）	・空缶類（アルミ缶、スチール缶）	プレス処理	一般廃棄物として搬入されたごみ（空缶類）をアルミ缶、スチール缶に分別し、プレス処理後、それぞれ有価物として売却する。	金属性残渣	資源化処理	圧縮施設の概要（処理能力、方式） ・3.2t／日（8h） ・圧縮方式
			・廃プラスチック類（ペットボトル類）	破碎洗浄処理	一般廃棄物として搬入されたごみ（ペットボトル類）を破碎処理し、洗浄乾燥後、フレコンパックに詰め、有価物として売却する。	可燃物残渣	溶融処理	破碎施設の概要（処理能力、方式） ・2.4t／日（8h） ・破碎、洗浄方式
			・廃プラスチック類（廃発泡スチロール類）	熱溶融処理	一般廃棄物として搬入されたごみ（廃発泡スチロール類）を溶融処理し、インゴット後、有価物として売却する。	可燃物残渣	溶融処理	溶融施設の概要（処理能力、方式） ・1.2t／日（8h） ・溶融処理方式

## 一般廃棄物処理業者（処分業）による処分

中間処理施設及び中間処理の主体等			廃棄物の種類	処理の方法等		残渣の種類及び処理方法		備考
廃棄物処理施設 〔紫波郡紫波町遠山字中松原73番地1〕 株式会社遠山産業	ごみ処理施設の中間処理 自己処理廃棄物焼却炉	一般廃棄物処理業者（処分業）	・一般廃棄物（木くず、紙くず及び繊維くず）	焼却処理	故人を偲んで遺族、親族が供養した後に一般廃棄物として搬入されたごみ（故人の遺品、寺院での物品等）を焼却処理する。	焼却残渣	埋立処理（燃え殻）	焼却施設の概要（処理能力、方式） ・0.36t／日（8h） ・焼却方式

## 一般廃棄物処理業者（処分業）による処分

中間処理施設及び中間処理の主体等			廃棄物の種類	処理の方法等		残渣の種類及び処理方法		備 考	
廃棄物処理施設 〔盛岡市大ヶ生5-96-22、96-31〕 株式会社齊藤興業	ごみ処理施設の中間処理	リサイクル施設	一般廃棄物処理業者（処分業）	・廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）	電熱減容固化処理	一般廃棄物として搬入されたごみ（廃発泡スチロール類）を一時保管後、破碎、電熱方式低温脱泡、冷却固化の工程を経てインゴット後、有価物として売却する。	可燃物残渣	溶融処理	減容固化施設の概要（処理能力、方式） ・0.96 t／日（8 h） ・電熱減容固化処理方式

## ③最終処分計画

最終処分場施設及び最終処分の主体等		廃棄物及び中間処理施設	処分の方法等	備考
一般廃棄物最終処分場 〔紫波郡矢巾町大字東 徳田第14地割39 地割3〕	組合 (一部委託)	溶融飛灰	セル&サンドイッチ方式による埋立処分	盛岡・紫波地区環境施設組合 一般廃棄物最終処分場
組合が委託する業者の施設等	組合が処理を委託する業者	溶融飛灰	一般廃棄物最終処分場延命化対策に伴い秋田県小坂町に焼却灰を搬出し、埋立を業者に処理委託する。	グリーンフィル小坂株式会社 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部60-1
		使用済み乾電池	一時保管をした使用済み乾電池、使用済み蛍光管から資源を回収するため業者に処理委託する。	社団法人全国都市清掃会議広域回収・処理センター 野村興産 イトムカ鉱業所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1
		使用済み小型家電	一時保管した小型家電及び大形・不燃ごみからピックアップした小型家電を資源化するため業者に処理委託する。	ニッコー・ファインメック株式会社 一関市千厩町奥玉字天ヶ森75-6
		コンクリートブロック、レンガ	一時保管したコンクリートブロック、レンガを産業廃棄物処理業者に処理委託する。	管内処理業者
		ガラスくず	一時保管をしたガラスくずを資源化するため業者に処理委託する。	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル3階
		紙製容器包装及び プラスチック製容器包装	一時保管をした紙製容器包装及びプラスチック製容器包装を資源化するため業者に処理委託する。	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル3階
		ペットボトル	一時保管したペットボトルを資源化するため業者に処理委託する。	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル3階
		スプリング入りマットレス等	一時保管した適正処理困難物であるスプリング入りマットレス及びソファーを産業廃棄物処理業者に処理委託する。	管内処理業者